

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

砥部町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

砥部町長

公表日

令和5年10月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務												
②事務の概要	<p>国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法令法等および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付等 ③国民健康保険法による保険給付の支給 ④一部負担金の減免等の措置 ⑤保険給付の一時差止め等 ⑥国民健康保険税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は国民健康保険税に関する調査(犯則事件の調査を含む。) ⑦国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減) ⑧国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑨被保険者情報及び高額該当引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 ⑩公金受取口座の活用</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>												
③システムの名称	<table border="0"> <tr> <td>1. 国民健康保険システム</td> <td>7. 医療保険者向け中間サーバ</td> </tr> <tr> <td>2. 国民健康保険税システム</td> <td>8. 市町村事務処理標準システム</td> </tr> <tr> <td>3. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ)</td> <td>9. 電子申請システム</td> </tr> <tr> <td>4. 中間サーバ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 国保総合システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 国保情報集約システム</td> <td></td> </tr> </table>	1. 国民健康保険システム	7. 医療保険者向け中間サーバ	2. 国民健康保険税システム	8. 市町村事務処理標準システム	3. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ)	9. 電子申請システム	4. 中間サーバ		5. 国保総合システム		6. 国保情報集約システム	
1. 国民健康保険システム	7. 医療保険者向け中間サーバ												
2. 国民健康保険税システム	8. 市町村事務処理標準システム												
3. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ)	9. 電子申請システム												
4. 中間サーバ													
5. 国保総合システム													
6. 国保情報集約システム													

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険ファイル (2)国民健康保険税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の42,43,44,45の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険健康課、戸籍税務課
②所属長の役職名	保険健康課長、戸籍税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	砥部町総務課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	砥部町総務課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月31日	事務の概要	①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付等 ③国民健康保険法による保険給付の支給 ④一部負担金の減免等の措置 ⑤保険給付の一時差止め等 ⑥国民健康保険税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は国民健康保険税に関する調査(犯則事件の調査を含む。) ⑦国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減) ⑧国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑨被保険者情報及び高額該当引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携	①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付等 ③国民健康保険法による保険給付の支給 ④一部負担金の減免等の措置 ⑤保険給付の一時差止め等 ⑥国民健康保険税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は国民健康保険税に関する調査(犯則事件の調査を含む。) ⑦国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減) ⑧国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑨被保険者情報及び高額該当引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 ⑩オンライン資格確認に係る業務	事後	オンライン資格確認制度開始によるもの
令和2年10月31日	システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険税システム 3. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 4. 中間サーバ 5. 国保総合システム 6. 国保情報集約システム	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険税システム 3. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 4. 中間サーバ 5. 国保総合システム 6. 国保情報集約システム 7. 医療保険者向け中間サーバ 8. 市町村事務処理標準システム	事後	オンライン資格確認制度開始によるもの及び市町村事務処理標準システムの導入によるもの
令和3年9月1日	I-4-2 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ※以下略	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ※以下略	事後	番号法の改正に伴う改正
令和4年8月4日	I-1-② 事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトチェック・管理、療養費等の給付等を行う。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付等 ③国民健康保険法による保険給付の支給 ④一部負担金の減免等の措置 ⑤保険給付の一時差止め等 ⑥国民健康保険税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は国民健康保険税に関する調査(犯則事件の調査を含む。) ⑦国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減) ⑧国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑨被保険者情報及び高額該当引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 ⑩オンライン資格確認に係る業務	国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法令等および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付等 ③国民健康保険法による保険給付の支給 ④一部負担金の減免等の措置 ⑤保険給付の一時差止め等 ⑥国民健康保険税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は国民健康保険税に関する調査(犯則事件の調査を含む。) ⑦国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減) ⑧国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑨被保険者情報及び高額該当引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 以下略	事後	法令改正に伴うもの
令和4年8月4日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第24条 3. 番号法第9条第2項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正に伴うもの
令和4年8月4日	I-4-② 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第24条 3. 番号法第9条第2項	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120 (別表第二における情報照会) ・42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月17日	I-1-② 事務の概要		「⑩公金受取口座の活用」を加筆	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加
令和5年2月17日	I-3 法令上の根拠		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号、同法施行規則第2条第13号」を加筆	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加
令和5年2月17日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 78,80,87,88,93,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45	左記掲載箇所を 「(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の42,43,44,45 の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条」 に修正	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加
令和5年10月2日	I-1-③ システムの名称		「9. 電子申請システム」を加筆	事前	電子申請システムの運用開始に伴う追加